

介護職員等特定処遇改善加算額支給規定

(総則)

第1条 この規程は、介護職員等特定処遇改善加算制度（令和元年10月より施行）に基づいて行うものであり、指定介護保険事業の介護に携わる従事者の処遇改善にともなう特定介護職員等特定処遇改善加算額の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 介護職員等特定処遇改善加算額支給対象者は、当法人が経営する指定介護保険事業（地域密着型特別養護老人ホームいねか邸及び地域密着型通所介護そいがあ亭）に在籍する従事者であり、雇用形態は問わないものとする

(介護職員等特定処遇改善加算額の支給について)

第3条 別表1に応じて個人ごとに給付割合を算定。毎年4月1日に対象従事者の区分を見直し1年間、介護職員等特定処遇改善加算額を給付割合に応じて一人に対して支給額を算定する。中途採用者については、採用時に区分の決定。非常勤職員については、常勤換算後少数第1位を切り上げて算定。5円単位端数は切り上げた額で支給する。

<計算式> 個人の支給額＝

個人の給付割合

特定介護処遇改善加算額 ×

全員の（個人の常勤換算×個人の給付割合）の和

<別表1>

区分	A 経験・技能のある介護職員	B その他の介護職員	C 介護職員以外の職員
条件	当法人に10年以上勤務し現在介護職として勤務する管理職兼務の介護福祉士（他の事業所で介護職員としての経験年数を含めて、当法人勤務10年相当と認められるもの）	B1、管理職兼務で、現在介護職として勤務する介護福祉士 B2 B1以外の現在介護職として勤務する介護福祉士	介護福祉士以外の介護職員及びその他の職員
給付割合	2	B1 1 B2 0・5	0.25

(支給期間)

第4条 介護職員等特定処遇改善加算額の支給期間は、介護職員等特定処遇改善加算制度の実施期間とする。

(支給日)

第5条 介護職員等特定処遇改善加算額の支給日は以下のとおりとする。

サービス提供月	支給月
5月・6月・7月・8月・9月・10月	12月25日
11月・12月・1月・2月・3月・4月	6月25日

イ、支給日が金融機関休業日の場合には前営業日に支給する。

ロ、対象サービス提供月に在籍し、かつ支給日に在籍したものに支給する。

附則

1、この規程は、令和元年10月1日から施行する。